様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月3日

八王子市長　　殿



提出者
住　所　東京都八王子市椚田町583-15

氏　名　医療法人社団永生会永生病院
理事長　安藤　克子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 042-661-4108

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団永生会永生病院
事業場の所在地	東京都八王子市椚田町583-15
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	病院
②事業の規模	544床
③従業員数	699人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格　A列４番）

廃棄物処理の経路

紙くず　木くず　廃プラスチック類　金属くず　ガラス・陶磁器くず　感染性廃棄物

収集・運搬業者

会社名：　**エコロジャパン株式会社**

住　所：　東京都足立区舎人2－7－15
代表者：　定山　弘
ＴＥＬ：　03－5838－1199

事業部：　埼玉県草加市柳島町830-1
ＴＥＬ：　048-929-8221
ＦＡＸ：　048-929-8222
許可番号：東京都・産廃第13－00－148558号　特管第13－51－148558号
埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県

中間処理業者

溶解
①会社名：㈱丸十商店
住　所：東京都足立区本木 2-10-1
ＴＥＬ：03-3849-7201

②会社名：㈱東京紙業
住所：埼玉県川口市弥平4-5-21
ＴＥＬ：048-224-5491

破砕・圧縮
会社名：㈱アイ・エス産業
住　所：東京都足立区皿沼 1-21-16
ＴＥＬ：03-3899-1295

焼却
会社名：東京臨海リサイクルパワー㈱
住　所：東京都江東区大島 3-4-5
ＴＥＬ：03-6327-3190

切断・破砕・圧縮
会社名：㈱カネテツ
住　所：東京都足立区入谷 9-5-10
ＴＥＬ：03-3899-1100

破砕・圧縮
会社名：㈱東武クリエイティブ
住　所：東京都足立区伊興 2-2-27
ＴＥＬ：03-3899-2251

最終処分・リサイクル

再生紙原料

製鉄原料として再生利用

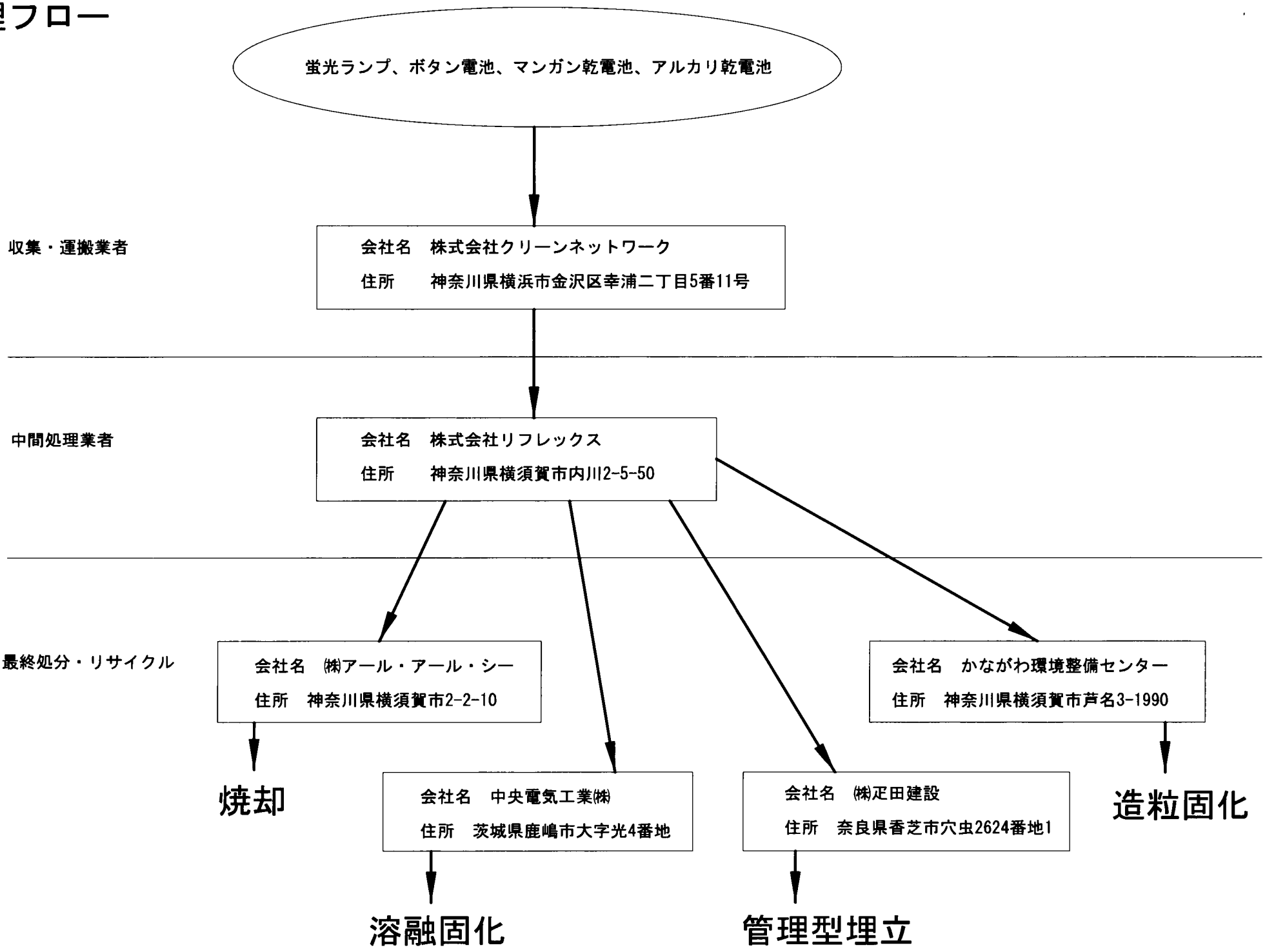
再生原料

再生原料

発電・スラグ

＊再生できないものは埋立処分

処理フロー


蛍光ランプ、ボタン電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池
収集・運搬業者
会社名　株式会社クリーンネットワーク
住所　神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目5番11号
中間処理業者
会社名　株式会社リフレックス
住所　神奈川県横須賀市内川2-5-50
最終処分・リサイクル
会社名　㈱アール・アール・シー
住所　神奈川県横須賀市2-2-10
焼却
会社名　中央電気工業㈱
住所　茨城県鹿嶋市大字光4番地
溶融固化
会社名　㈱疋田建設
住所　奈良県香芝市穴虫2624番地1
管理型埋立
会社名　かながわ環境整備センター
住所　神奈川県横須賀市芦名3-1990
造粒固化

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）　別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
排　出　量	86.30　t	0.32　t

（今後実施する予定の取組）

スタンダードプリコーションを徹底し、感染拡大を抑制することで特別管理産業廃棄物の発生抑制に努める。

蛍光灯からＬＥＤに変えていく。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
排　出　量	75.00　t	0.30　t

（今後実施する予定の取組）

スタンダードプリコーションを徹底し、感染拡大を抑制することで特別管理産業廃棄物の発生抑制に努める。

蛍光灯からＬＥＤに変えていく。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

マニュアル（分別廃棄表）による分別

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

マニュアル（分別廃棄表）による分別

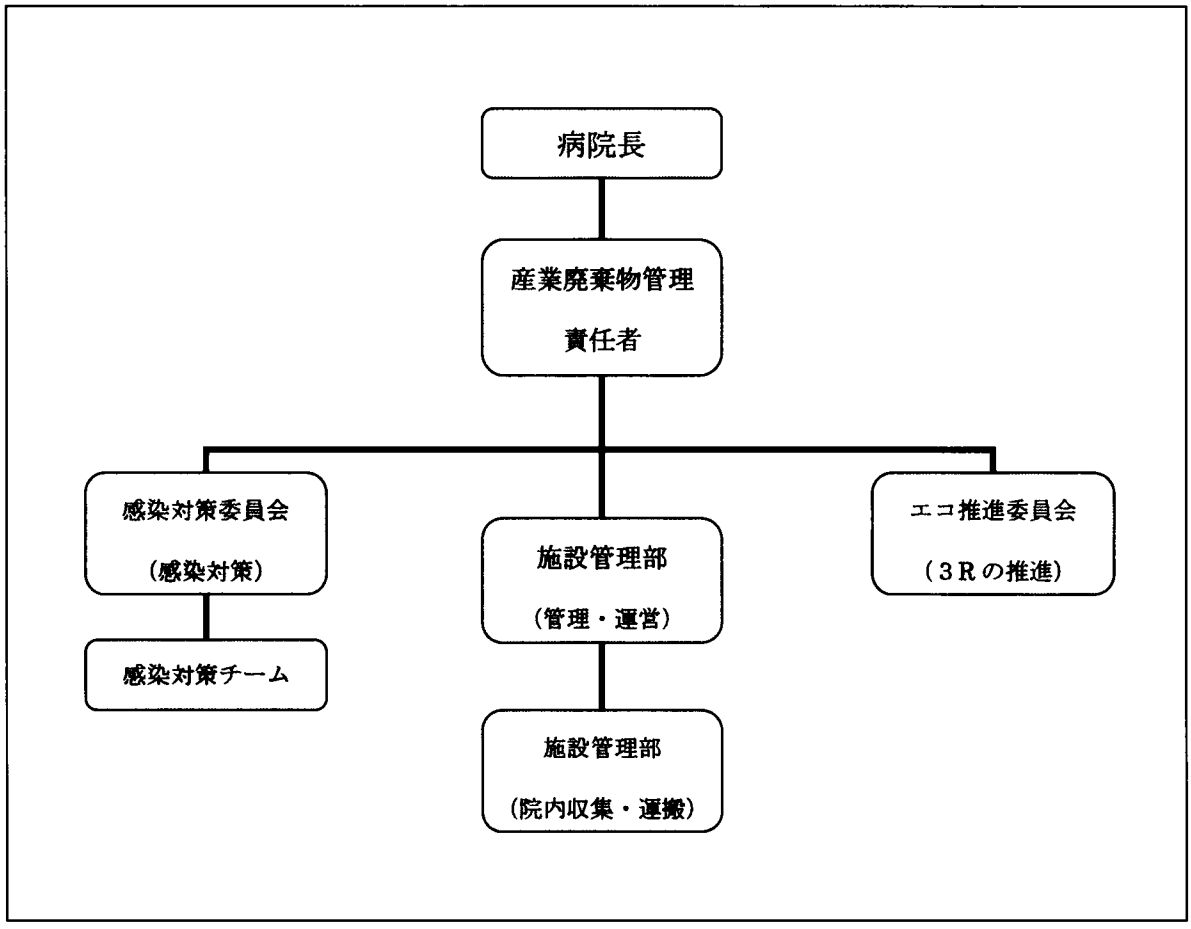
産業廃棄物管理体制

作成日　令和７年４月１日

版数　４

1. 管理体制図

構成図



2. 基本方針

事業活動に伴い発生したすべての廃棄物の適正処理を社会的責任とし、施設内から最終処分場まで安全且つ適正に処理します。また、分別廃棄の徹底により廃棄物の発生抑制・リサイクル・リユースも積極的に取り組みます。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
全処理委託量	86.30　t	0.32　t
優良認定処理業者への処理委託量	－　t	－　t
再生利用業者への処理委託量	86.30　t	0.32　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

	②計画	【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃水銀等
全処理委託量		75.00 t	0.30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	75.00 t	0.30 t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）

電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（　2024　年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	86.3 t

（今後実施する予定の取組）

※事務処理欄	

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。